

介護予防支援事業者の指定拡大について

令和6年度より、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けられるよう制度改正が行われました。

保険者が介護予防支援の指定を行う場合には、あらかじめ、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされています。(介護保険法第115条の22第4項)

浜田地区広域行政組合における介護予防支援事業者の新規指定に当たっては、指定介護予防支援事業者の指定を受ける可能性のある事業者を、あらかじめ介護保険事業計画策定委員会に提示し、意見を求めます。

なお、今後指定した介護予防支援事業者については、後日、介護保険事業計画策定委員会にまとめて報告します。

1 指定介護予防支援事業者（令和6年5月1日現在）

浜田市地域包括支援センター

江津市地域包括支援センター

2 今後指定介護予防支援事業者の指定を受ける可能性のある事業者

現在の指定居宅介護支援事業者（事業所等一覧参照）

※指定申請は随時受付

※指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を受けた場合は、介護保険事業計画策定委員会に報告

【参考】

介護保険法第115条の22第4項

「市町村長は、第58条第1項[介護予防支援]の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」